

議 事 録

会議名	平成24年度第1回山陽小野田市文化財審議会
開催日時	平成25年2月6日(水) 午後1時半から午後5時
開催場所	教育委員会会議室ほか
出席者	上田蕃穂、河野豊彦、酒井秀介、嶋田紀和、瀬口哲義、徳重壽美雄 松永保美、吉本一雄
欠席者	なし
事務局	江澤正思(教育長)・芳司修重(社会教育課長)・和西禎行(課長補佐) 福田政晴(主査兼文化振興係長)・佐貫政彰・石原さやか

5 議題

(1) ハマセンダンの市指定について

教育長 市指定文化財の諮問について。山陽小野田市文化財保護条例第8条第7項に基づき、下記の植物を山陽小野田市指定天然記念物に指定することについて、諮問いたします。名称、ハマセンダン、所在地、山陽小野田市大字小野田1094番地。このことにつきまして、慎重なるご審議をお願いいたします。

専門家 我々の常識として、瀬戸内海には生息しない、あっても満珠・干珠、赤間神宮までだったのですが、瀬戸内海の竜王山にあったということで自生区域が書き換えられるという希少性もあり、かつ、稀有な大きさであります。ハマセンダンの分布範囲はある程度限られますので、今わかっている範囲では間違いなく日本一の大きさです。病気についてですが、萩の笠山にも同じような症状がありました。縄地にも枯れた木が1本あったのですが、波紋のように広がって枯れていくという同じ症状です。これは伝染性があります。よく似た症状が椿などでもあり、波紋病と名前を勝手につけていますが、原因はわかりません。ただ、この症状を見ていただいても、こぶとの因果関係はわかりません。最初は何らかの傷が木につき、菌がそこに入って広がっていくと思っています。今のところ、竜王山の木についてはこぶは見られますけれども症状がありませんし、他の生息地域から離れているということで、この症状がうつる以前の状態が守られているのかなという気がしています。更新の早い種類で、なかなか大木になりえないと思っていた中で、幹回りが5mあるというのは私の中では驚きでありました。全国的にも3mとか3.5m程度です。今はホルンフェルスのある須佐辺りが北限になっていますが、徐々に北上しているというのが調査で分かりました。たぶん、これは鳥の餌によって増えていくのだと思いますが、若干の地球温暖化というものも反映されているのかなともとらえています。

委員 こんなに大きなハマセンダンを私は見たことがない。始めは文化財に指定しても文句なしだと思いました。ところが、下関の火の山、満珠、縄地ヶ

鼻や梶の火の山の木にこぶがいっぱいできて枯れています。あらためて、竜王山のハマセンダンを見るとこぶが何カ所かできて、上の方が枯れかかっている。私はこれを指定したくて仕方がないが、指定はしたが3～5年の内に枯れてしまったら、この会の権威がなくなってしまう。こぶを除けて、手当てをして、高いところの枯れかかっているところを切って、ある程度処置をしないとイケないのかなと思います。

専門家 萩の笠山の椿群生林のハマセンダンには、10年前まで症状がありませんでしたが、重機が通る工事があった時に傷がついたところから、最初は、こぶでなくて皮にしわが寄ったなど状態だったのが、段々皮が剥がれて風紋が広がるように大きくなっています。こうなると、途中で道管が壊れ、下から吸い上げた水が上に届かない、葉っぱで得た養分が根に送られないということになって枯れてしまう。北浦には相当な群落がありますが、症状が出ている区域、全く出てない区域があって、今後広がっていくのかどうかといったところです。椿群生林においては症状が出ている木が多かったですが、人の手の入ってないところに生えている木は、全くその症状は出ていません。一度症状が出て枯れている木を切ってみたのですが、波紋が広がるようなこの症状は、皮だけの症状で幹には関係ありません。私なりに考えた対応策ですが、症状が出ているところの皮を切り取って、そこを防腐処置や消毒を施して取り除いてやれば、理論的には処置が可能です。

委員 5. 2mということで指定するというのはどうですか。日本一かもしれない。小野田には日本一というのが他にはない。

委員 文化財保護と言う立場からすると、新聞報道もあり見学者が出ていることによって木の寿命を縮めるということがないようにできれば、僕たちの目的は達せられるのではないのでしょうか。

委員 植物は生き物ですから、必ず寿命があります。どのくらいの病状の進行か、私は早いと思いますが、梶の火の山の木を10数年前に見に行ったときにみな元気だったものが枯れている状態ですからね。今は竜王山の分の樹勢は旺盛ですよ。だから、せめて10年はもってもらわないと。

委員 私は地元に住んでいますが、これを見て驚きまして、山陽小野田市のお宝だなと思いました。去年、市外から来られた方をご案内しましたが、すごいお宝だね、東京の方でこんなのがあったら観光バスがどんどん見に来るような代物だというお話もされていました。文化財というのは保護と活用があると思います。保護することも大事ですし、一方で活用することも大事かなと思います。そういう意味において、治療が可能であれば、治療をして寿命を延ばすべきだと思います。

専門家 10年前は症状がなかったと言いましたが、その時は日が当たっていたが、木が茂ったために日が当たらなくなった、要するに湿度が高くなった、症状が出ている何カ所かの現場を見て思いました。湿度とかの微妙な環境は、日当たりや風通しを良くすれば防げるものでないかなと思いました。

委員 文化財の目的は指定と保護があります。もう一つ、指定しなければ保護できないかと言うと、無理に指定しなくても保護できると思います。だから、指定しなければ保護できないから指定する、ということでもない。指定ばかりして保護を大切にしないということもあります。やはり指定したの

はよいがすぐに枯れてしまうというのではいけないと思います。文化財として指定したからには地域にとって価値があるわけですから、後世に伝えていくというのが一つの目的であると思います。もし保護できるのであったら、そういう措置をとることが可能であるなら指定をする、可能でないということが分かっているのなら、無理に文化財指定しなくても、それに準ずるものとして保護するというのもできるのではないかと思います。2～3年で駄目だということであればどうかと思うが、ある程度の処置をすれば後世に伝えられるというのであれば指定すればいいと思います。

委員 ハマセンダンを見学すると同時に、他の木も一緒に勉強できる環境にあります。なぜかと言うと、ハマセンダンと同じミカン科で近縁関係にあるカラスザンショウの木がすぐ近くにいます。ハマセンダンというからセンダンの種類かという誤解を受けるけれども、センダンはセンダン科という全然違う科ですが、少し離れたところに2本並んでいます。

委員 保護のために治療をした方が良いのか、そのまま置いていたほうがよいのか、どちらですか。

専門家 症状が出た段階で取り除けばよいので、今症状が確認できないのに余計なことをするなと木が言うかもしれない。

委員 私は指定した方が、お金は掛けやすいと思います。いつ治療するかというタイミングは専門家の判断を待たないといけません。現在これだけ素晴らしい天然記念物、国の天然記念物と言っていいようなものがあるというのは、放置するより指定をして保護する方がよいのかなと思います。

委員 分布状況に愛知県、紀伊半島に生息、瀬戸内では東端ではないかと書いてありますが、紀伊半島は瀬戸内とみなしてないということですか。

専門家 瀬戸内海での生息地は満珠・干珠までというのが我々の常識でした。瀬戸内海は淡路島から関門海峡の間です。

委員 瀬戸内海でという括りに、学術的に何か意味があるのですか。

専門家 台湾から沖縄を経て鹿児島に来て、鹿児島で分かれて、片方は萩まで、もう片方は渥美半島までの海岸線エリアしかない。それが内海に入っていたということです。

事務局 日本海側と太平洋側しかなかったということですね。

専門家 表現として、瀬戸内海で唯一といっても良い。

委員 これは自生ということは間違いありませんか。

専門家 間違いありません。神社には、そもそもこういう木を植える文化がない。

委員 ハマセンダンだけではなく、いろいろ注目する木、参考になる木があって、これは非常に魅力がありますよね。10年もって欲しい、枯れないで欲しいと思いますが、5年になっても7年になっても良いではないですか。今のところ日本一ですね。私は指定することに賛成します。

委員 ただ指定するというのではなく、保護する、処置をとるということを前提にして指定するという答申の仕方もあるのではないですか。

委員 文化財に指定して、指定しっぱなしではないですよ。

委員 去年の夏に見に行きましたが管理されておらず、周りほうっそうとしている。大浜炭鉱が盛んな時はきちんとしていたのですが、知らない人だったら入りにくいです。周りをきれいに明るくして、学術的に教材でもあれ

ば残し、観光客が中に入って何らかの収入が得られるように頑張らないと。今、市の指定になっている埴生の糸根の松原も放任状態になっていると思います。これもどんどん枯れて、埴生小学校の前の素晴らしい松の木もだいたい枯れているように思います。ああいう状態になるのであれば、指定するのはどうかと思います。

事務局 皆さんの同意が得られるようでしたら、次の審議会を開催して、審議会から教育委員会に答申をするという形をとりたいと思っています。

委員 文化財としては価値が認められるが、少し枯れかかっているのも、それを必ず処置をしなければならぬ、保護をきちんとする、とすれば良い。一つ疑問なのですが、ハマセンダンの指定が少ないということは、指定しても、すぐに木が枯れてしまうので、指定を避けているのですか。

専門家 病気で枯れたというのはあまりありません。成長が早くて大きくなるので維持できなくなる。

委員 私は、この木を見たときは、とても素晴らしい木だと思いました。その後、梶の火の山も見に行ったら8本中5本枯死しており、正直言って大きなショックでした。しかもこぶがたくさんついて腐っている。これを生かして何年かでも延命することができれば指定してやむを得ないと思います。しかし、指定に当たって、他の委員もおっしゃられましたように、条件をつけるべきだと思います。今のロープを張っているだけの状況だったら誰も近づいてみたい、肌を触ってみたいというのがあるので、専門家から提案があったような保護策をやらないといけないのではないかと思います。こういうことを条件にして指定ということであれば賛成ですね。一生懸命私たちも枯らさないように努力します。それでも植物ですから駄目だということもあると思います。その場合に批判に対して耐えられるような何かを考えておかなければならないと思います。逆に言えばそれがこの審議会のある意味では責任ということだと思います。そういう手を打ったうえで答申案を出していただきたい。そういうことを前提にして指定ということであれば、私は賛成します。

専門家 秋吉台は天然記念物で、自然の文化財だから自然のままに置いておくのが本当ではないかという議論があるのですが、そのまま置いていたら目に見えて森に還っていきます。山焼きをするということが大事です。皆さんが言われてきたように、ハマセンダンは生き物で日々成長しており、成長するごとに微妙な環境というのは常に変わっていく。10年、20年前はどうだったかという、今の環境とは明らかに違い、木にとって良い環境だったわけで、放置するという事は、この木が生き長らえる環境ではなくなるということです。今この木があるのは、この木にとって良い環境であるわけで、もしかしたらこれがギリギリ限界の環境かもしれません。ということは10年前、20年前の環境に戻してやる。この木が育つ環境というものを、こちらから手を添えてやらないと、まず長生きしません。自然のままに任せると、いずれ消えていく命になると思います。指定した以上は、人間の手で延命というか、環境を作ってやるというのが、この会の仕事かなと思います。でなければこの会の意味を問われることになるかもしれません。

委員 秋吉台は、私もボランティアで何年か竹刈りに行っています。野焼きだけでは維持できない。人の手を入れて適正な管理をしていくというのは非常に大事なかなと思います。

委員 ハマセンダンの中に新しい木が生えているが、これはヤブニッケイという木で、ハマセンダンとは全然関係ありません。ヤブニッケイの木をハマセンダンが包み込んでいる、抱え込んでいる。現象としてはおもしろい。

委員 保護については、観光協会、樹医などと連携して、山陽小野田市で初めての文化財指定になると思いますので、前向きに進めていったらと思います。

事務局 次の審議会までに事務局で答申案を作って皆さんに配り、意見があれば言っていた上で修正して、次回の審議会で答申をするということでしょうか。

事務局 今の皆さんのご意見を伺う中で、指定の方向で行く、ただし、付帯条件として、病気に関しての治療は必ずしなければならない、それを強く求めるというのを但し書きの中で載せる、ということになるのかなと思います。周辺整備、例えば駐車場とかは、更に次のことになるので、そのあたりについては具体的にというよりも、今後のことを考えれば併せて検討をお願いしたい、という表現が適当かなと思います。今の段階では、市内にあるたくさんのお木の一つ、大きな木があるというだけのことで、保護のための予算がつかせませんが、こういう審議会や教育委員会会議を通して価値づけをきちんとしていただいたものであれば、私たちも予算要求を強くしていくことができます。答申書というのは重たいものです。生き物だから何百年というわけにはいきませんが、1年でも、5年でも10年でも、今の形で後世の市民に示していきたい、そのために治療が必要だという文言があれば、説得力が増します。そういった文面で進めさせていただければと思います。

(2) ふるさと文化財について

事務局 指定文化財は山陽小野田市文化財保護条例に基づいて指定をしていくもので、手続き的には教育委員会が文化財審議会に諮問、審議会が調査、審議をした上で教育委員会に答申、更に教育委員会の中で審議をした後に指定するという形になります。指定文化財よりランクが下がるという語弊がありますが、もう少し広くふるさと文化財というものを作っていきたい。従来の指定文化財につきましては、学術的な権威付けであるとか専門的な調査、よその指定の状況であるとか、そういったことも考慮に入りますが、今回のふるさと文化財というのは、基本的には所有者の方から教育委員会に対して登録の申請をしていただき、これをもって認めていくという、かなりハードルが低いものになります。と申しますのは、ふるさと文化財については、どちらかと言うと、観光面を重視していきたい。観光に役立たせるための価値付けという目的の一つあります。それからもうひとつ、市民に対してのアピールという部分もあります。市民自身が、自分が住んでいる町、ふるさとにこういう凄いものがあるのだということを自覚してもらい、より身近に感じてもらうためのものになるのかなと思っています。手続き的には、所有者の方から登録の申請があった際に教育委員会で

これを審議するのですが、教育委員会の方でもよく分からない部分が多々ありますので、文化財審議会の中で、諮問ではなくて、広くご意見を承りたい。その上で、最終的に教育委員会で決めていきたいと考えています。全国的には、兵庫県高砂市、富山県砺波市の方で、こういったふるさと文化財の登録要綱というのを設けまして、こういうカテゴリーを作っています。市の指定文化財と大きく違うのは、市の指定文化財であれば、指定した後に市が責任をもって保護あるいは管理をしていきますが、ふるさと文化財は所有者の方がしっかり保存をしていくということです。ここが一番大きな違いです。この件につきましては、最終的には、私達の方で要綱を作って進めていきますが、こういった新しいカテゴリーを今後作って行くのだということをご理解いただきたいと思います。それを登録するに当たっては皆様方のご意見をいただきたいと思います。

委員 大変良いことだと思いますが、すでに指定しているものを、そのまま指定し続けるのか、それをある程度選択して、未指定の中に戻していくのか、その辺の作業も大事だと思います。

事務局 市の指定は絶対的なものなので、これはこれで継続してまいります。その上で、なかなか市の指定に持っていけないものがたくさんあると思うので、そういったものをふるさと文化財の中にとりあえず登録する、ものによっては、そこから市なり、県なり国の指定ということあります。

委員 ふるさと文化財を作られるのであれば、市の指定を外してその中に入れるという方策もあるのではいかと思います。

教育長 おっしゃるように、本来指定というものは、柔軟で、その時の新しい考え方、知見、価値観によって変わってくるものだと思います。市の指定から外すというのは、大きな理由がない限りなかなか難しいですが、それなりの理由が生ずれば、皆さんの意見に耳を傾けながら柔軟にしていきたいと思えます。このふるさと文化財についてですが、市の指定文化財にするというのはとても労力がいらいます。しかし、指定しないものでも、山陽小野田市の市民に知ってもらいたいものがたくさんあると思う。そういうものは何らかのお墨付きを与えた方が、市民に知ってもらう上で、または何らかの活動する上で役立ちます。

事務局 具体的にどういうものが挙げられるのかということで、観光検定ガイドブックの中に挙がっているものを中心に資料の一覧を整理しています。こういったものについて市民に知っていただきたいし、市外の人にも紹介していきたい。これらにふるさと文化財というお墨付きを付けることによって、更に紹介しやすくしていきたい。従来の指定文化財では、なかなか指定がしにくいですが、ふるさと文化財という形であれば、その中で登録できると思います。

委員 非常に良いものだと思います。これから具体的に深まっていくのだと思いますが、砺波市では申請は所有者または管理者となっています。所有者だけだったら、所有者がOKを出さないと申請が出せませんので、管理者も申請できるようにした方が良いと思います。所有者の同意を得てから管理者は管理しているから。

教育長 形式的に所有者とか管理者の方が登録するとなっているが、実際は皆さん

とか色々な方から、これは指定して欲しいというのを受けて協議し、そして所有者の方に、こういう声が挙がっているけれどどうか、というのが普通の流れだと思います。

委員 確かにふるさと文化財を作り、それを観光面で利用する、観光協会などとタイアップするというのは良いのですが、やはり審議会が歴史的価値とかあらゆるものについて考えていくとなると、ある程度限定されるのではないかと思います。審議会は指定について考えていくところなので、何もかも文化財審議会にかけるのはいかがなものかと私個人としては考えます。

委員 僕が勝手に暫定リストと言っている、指定されてない文化財の表が提示されていますが、これに対して、少しは権威を持たせてくれと前から思っていました。ただ、ふるさと文化財と言うのが下手に拡大することで、暫定リストの意味合いが薄くなってしまい、ふるさと文化財に登録されたのだから良いではないか、となるのはどうかと思います。今後文化財に指定していくべきものだという分の切り分けを審議会できちんとして、暫定リストを公表できるようにしておかなければいけないと思います。

教育長 暫定リストというものも、きちんとした規定というものはなく、暫定リストに入っているものだから、それは非常に価値がありますよと言ったところで、それは何だと言われたら終わりです。ふるさと文化財というのは、何も観光のために登録するのではなく、文化財として価値があるものを登録する。ただ価値があると言っても従来の指定文化財のジャンルに入り込まないようなもので学術的に意味のあるものを、もう少し広く登録したい。それはある意味では暫定リストのようなものとして登録したいと思っています。

委員 確かにガイドブックは良いのが出来ています。この中の内容について審議会の何人かの人は関わっているが、審議会全体として関わってない。これで検定しようということになると、これは相当に慎重に作るべきではなかったかと、一応文化財審議会にかけていただければよかったのではなかったかと思っています。

教育長 これを作ったのは観光協会が主体ですが、次回改訂されると思いますので、教育委員会から観光協会に、文化財審議会の方にそれなりの意見を求められた方が良いのではないですかという助言をしたいと思っています。

委員 文化財審議会に意見を聞くというのは、個人的に意見を聞くということですね。価値についてどうだろうかとか、例えば、天然記念物関係だったら、天然記念物担当の人に聞く、決定は教育委員会がするということですね。

事務局 はい。

教育長 ふるさと文化財の登録等についていろいろ聞かれた時に、文化財審議会の助言をいただいているということになります。一番大切なところは学術的な評価をきちんとしていただかないと、ふるさと文化財としたところで意味ないと思います。そこのところはきちんに行いたいと思います。ただ、諮問、答申という関係だとなかなか進まない。我々が怠けているからというものもありますが、少し機動性を持たせたものとしてご理解いただきたい。

委員 具体的に言うと、且の登り窯、陶工甚吉の墓、徳利窯とかが出ていますよね。山陽小野田市の近代産業にとって大変重大な遺跡であるから、それを

登録して、近代産業について巡りながら勉強できるようにするといったような感じで、ふるさと文化財に登録するという形でないと意味がないと思います。何でもここを登録するかというものがないと、関連で見えていかないと、単独で何でも登録しては意味がない。そういう文化財審議会の意見に基づいてされるが、その決定について関わらないということですね。その中から指定文化財にということになれば、文化財審議会に諮問するということですよ。

事務局 はい。

(3) 石碑について

事務局 歴史民俗資料館と中央図書館の間に長年横倒しで置いてあった石碑についてですが、これは戦前の赤崎小学校の校庭にあった奉安殿の横に建ててあったものです。教育委員会としては、天皇崇拝の思想教育の問題があるので今から建てて、そういう歴史があったと示すのは難しいと思い、現在他の場所に保管していますが、この石碑の取り扱いについてご意見を伺いたい。

委員 これは歴史資料としてそのまま置いておいたらいいと思います。どうにかしようとするのが難しいですから、教育委員会で判断されたらいいと思います。